

復興特区制度(「復興特別区域基本方針」、平成24年7月13日 をもとに作成)

1 復興推進計画の作成

- ・県、市町村が単独または共同して作成(内閣総理大臣が認定)
- ・**規制・手続の特例、税制上の特例、利子補給金制度の適用**を受けることができる
- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野

2 復興整備計画の作成

- ・市町村が単独または県と共同して作成
(「復興整備協議会」(復興特区法第47条)での協議・同意・公表により特例等が適用)
- ・**土地利用の再編に係る特例許可・手続のワンストップ処理等の特例**等を受けるための計画

3 復興交付金事業計画の作成(内閣総理大臣に提出)

- ・市町村が単独または県と共同して作成
- ・**交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)**に関する計画

復興特区制度の活用状況(「復興の現状と取組」、平成24年10月16日、復興庁資料をもとに作成)

- ・復興推進計画の認定→22件
- ・復興整備計画→岩手県の9市町村、宮城県の10市町村、福島県の4市町において「復興整備協議会」が組織され、復興整備計画が公表された
- ・復興交付金→
 - 平成23年度3次補正予算:1兆5,612億円、
 - 平成24年度予算:2,868億円
 - 平成25年度概算要求:5,827億円

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

復興特別区域基本方針
(閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

特例の追加・充実

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特区利用の事例

多賀城市減災リサーチパーク構想(宮城県 復興投資促進特区)

復興特区法による課税の特例、規制の特例により、宮城復興パーク(民間投資促進特区)において減災事業を行う企業を集積し、減災研究拠点を形成することにより、新しい産業の創造、早期の産業復興を目指す。

集積のためのインセンティブ

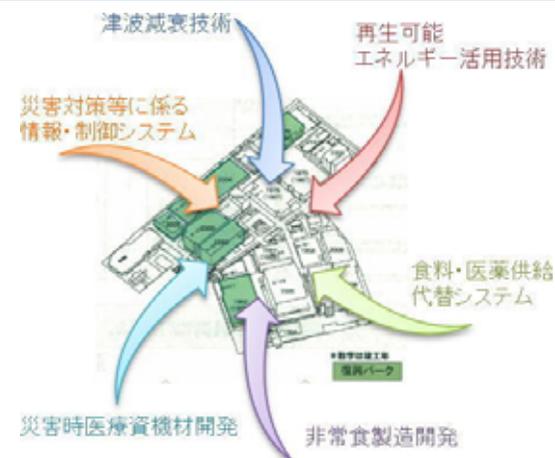
- ・復興特区法による課税の特例(ものづくり産業 + 情報産業)
 - ・復興特区法による規制の特例(工場立地法における緑地面積率の基準の特例)
- } 復興特区制度の利用
- ・みやぎ産業振興機構によるみやぎ復興パーク(入居施設)の提供
 - ・みやぎ復興パーク入居に係る負担金に対する助成(最大3年間補助)
- 他、東北大学、東北学院大学、宮城県、経済産業省、宮城県産業技術総合センター等による情報提供等の支援等

(注)

みやぎ復興パーク:公益財団法人みやぎ産業振興機構が運営(ソニーの仙台テクノロジーセンター敷地内)。宮城県の民間投資促進特区に指定(多賀城市の復興産業集積区域)

宮城復興パークでは、下記のプロジェクトも進行中

- ・日本GE・みらいによる植物工場(東北経済産業局「IT融合による新産業創出のための研究開発事業」、宮城県補助事業)
- ・トヨタ・東北大学による次世代自動車研究開発拠点



みやぎ復興パーク(入居施設:ソニー仙台の遊休施設)において、減災技術、製品開発等の事業を集積

特区利用の事例

陸前高田市植物工場(岩手県 産業再生特区)

補助金の交付、特区による税制上の特例などを受けて、事業化。
平成24年8月に初出荷にこぎつける。

- ・平成23年12月「陸前高田市震災復興計画」策定
浜田川地区における大規模施設園芸団地の形成を重点化。浜田川地区において太陽光型植物工場を誘致し大規模施設園芸団地を構築
- ・平成24年1月31日「地域経済産業活性化対策補助金(先端農商工連携実用化研究事業)」(経済産業省、平成23年度3次補正予算)に採択。
「陸前高田市被災地における再生可能エネルギー利用大規模施設園芸団地実現実証事業」
- ・平成24年3月31日 岩手県産業再生復興推進計画の認定(産業再生特区認定)
- ・平成24年5月24日 県による事業所の指定(有限会社グランパファーム)
→工場等を建設した場合の特別償却または法人税額の特別控除

